

議案第十八号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成十二年杉並区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第十三条第一項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同項第一号中「二百六十円」を「一万九千二百円」に改め、同項第二号中「二万五千二百円」を「二万四千元」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万六千元」に改め、同項第四号から第七号までを次のように改める。

四 次のいずれかに該当する者 三万九千八百四十円

ア 令第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が八十万円以下であるもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）又は次号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四万八千円

ア 令第三十九条第一項第四号イに掲げる者であり、かつ、前号に該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）又は次号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 五万千八百四十円

ア 合計所得金額が百二十五万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）又は次号イ、第八号イ、第九号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 六万円

ア 合計所得金額が二百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

ないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）又は次号イ、第九号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。）

第十三条第一項に次の四号を加える。

八 次のいずれかに該当する者 七万二千円

ア 合計所得金額が三百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 七万五千三百六十円

ア 合計所得金額が五百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

十 次のいずれかに該当する者 八万四千円

ア 合計所得金額が千万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十一 前各号のいずれにも該当しない者 八万七千八百四十円

第十三条第二項及び第三項を削る。

第十五条第三項中「、第三号口、第四号口、第五号口並びに第六号口」を「並びに第三号口並びに第十三条第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ及び第十号イ」に、「第六号まで」を「第三号まで及び第十三条第四号から第十号まで」に改める。

第十六条第一項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する」を削る。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（保険料の減免の特例）

第二十一条の二 前条に規定するもののほか、区長は、第十三条第一号から第三号までのいずれかに該当する者のうち、特に保険料の納付が困難と認められるものに対し、保険料を減額することができる。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区介護保険条例第十三条及び第二十一条の二の規定は、平成二十一年度分の保険料から適用し、平成二十年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
(保険料率)	(保険料率)
<p>第十三条 平成二十一年度から平成二十三年 度までの各年度における保険料率は、次の 各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四 百十二号。以下「令」という。）第三十 九条第一項第一号に掲げる者 一万九千 二百円</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 二万四千円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 三万六千円</p> <p>四 次のいずれかに該当する者 三万九千 八百四十円</p>	<p>第十三条 平成十八年度から平成二十年度ま での各年度における保険料率は、次の 各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四 百十二号。以下「令」という。）第三十 九条第一項第一号に掲げる者 二万百六 十円</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 二万五千二百円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 三万七千八百円</p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 五万四百円</p>

ア 令第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が八十万円以下であるもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除

く。 ) 又は次号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。 )

五| 次のいずれかに該当する者 四万八千

円|

ア| 令第三十九条第一項第四号イに掲げる者であり、かつ、前号に該当しないもの

イ| 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第三十九条第一項第一号イ (1) に係る部分を除く。 ) 又は次号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。 )

六| 次のいずれかに該当する者 五万千八百四十円

ア| 合計所得金額が百二十五万円未満で

五| 令第三十九条第一項第五号に掲げる者

六万三千円

六| 令第三十九条第一項第六号に掲げる者

七万五千六百円

ある者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第八号イ、第九号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 六万円

ア 合計所得金額が二百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除

七 令第三十九条第一項第七号に掲げる者

八万八千二百円

- く。又は次号イ、第九号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。）
- 八 次のいずれかに該当する者 七万二千円
- ア 合計所得金額が三百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第十号イに該当する者を除く。）
- 九 次のいずれかに該当する者 七万五千三百六十円
- ア 合計所得金額が五百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- 十 次のいずれかに該当する者 八万四千元
- ア 合計所得金額が千万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- 十一 前各号のいずれにも該当しない者

八万七千八百四十円

(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)

第十五条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第二号ロ並びに第三号ロ並びに第十三条第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ及び第十号イに該当するに至つた第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当

2 平成十八年度から平成二十年度までの令第三十九条第一項第五号イの市町村の定める額は、二百万円とする。

3 平成十八年度から平成二十年度までの令第三十九条第一項第六号イの市町村の定める額は、五百万円とする。

(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)

第十五条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ並びに第六号ロに該当するに至つた第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当



の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 及び 3 略

（保険料の減免の特例）

第二十一条の二 前条に規定するもののほか、区長は、第十三条第一号から第三号までのいずれかに該当する者のうち、特に保険料の納付が困難と認められるものに対し、保険料を減額することができる。

の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 及び 3 略